

栃木県労働基準協会連合会

令和5年5月10日

第65号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

発行人

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社

着任のご挨拶

栃木労働局長 奥村 英輝



4月1日付けで栃木労働局長に着任しました奥村でございます。

栃木県労働基準協会連合会の皆様には、日頃より労働行政の円滑な推移につきまして、深くご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、原材料等価格の高騰や人材不足が懸念される中、コロナウィルス感染症対策が緩和され、景気の回復が期待されるところです。

県内の雇用情勢も、今年2月の有効求人倍率は、1.19倍となり、一部に厳しさが残るものの、持ち直しの動きが広がりつつあります。

このような中、栃木労働局では、まずは安心して働くことができるよう職場環境の基盤を整備し、働くことを希望する全ての方が活躍できるよう職場環境づくりに取り組み、さらに「人への投資」を推進し生産性向上により、最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援を推進いたします。

さらに、少子高齢化・人口減少という構造的課題も変わらず存在し、多様な人材の活躍促進や長時間労働の抑制、同一労働同一賃金の取組、そして、多様な働き方の実現に向けた働き方改革を実践していくこととしております。

また、これらを着実に展開するため、働く人々が安全に安心して働くことができるよう、労働者の安全確保対策と健康確保対策に引き続き取り組んでいくこととしています。

最後に、貴連合会の皆様のご理解とご協力を引き続きお願い申し上げて、着任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2023年度 栃木の労働行政（抜粋）

※労働基準部及び労働基準監督署が中心となって推進する主な施策をご紹介します。施策の実施に当たり、引き続き、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

労働行政を取り巻く情勢等

新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ウィズ・ポストコロナ時代への対応した施策が求められます。まずは安心して働くことができるよう職場環境の基盤を整備し、働くことを希望する全ての人が活躍できるような職場づくりに取り組み、さらに「人の投資」を推進し生産性向上により、最低賃金・賃金の引上げを目指していくことが重要です。さらに、少子高齢化・人口減少という構造的課題も変わらず存在し、生産年齢人口の減少と高齢化により、労働供給の減少し、地域・社会の担い手が減っていくことに対応し、多様な人材の活躍促進や、長時間労働の抑制、同一労働同一賃金の取組、そして、多様な働き方の実現に向けた働き方改革を実践していくことが不可欠です。このような情勢のもと、栃木労働局は、「誰もが働きやすい職場づくり」を重点事項として以下の取組で実施します。

◆最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援

- 最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
- 最低賃金制度の適切な運営
- 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

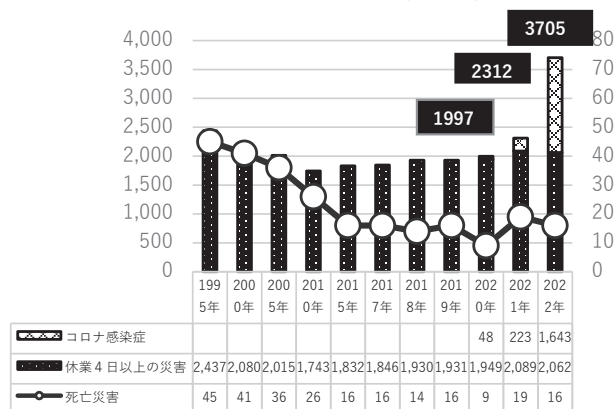
【労働者の健康の確保】

- 職場における新型コロナウイルス感染防止対策等の推進
- 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 石綿及び粉じんによる健康障害防止対策の推進
- 熱中症予防対策の推進

◆安全で健康に働くことができる環境の整備づくり

2022年の栃木県内の労働災害は、死亡者数が14人となり前年よりも5人減少し、コロナ感染症を含めた休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）が3,705人となり前年よりも1,393人（+60.3%）増加しました。また、コロナ感染症を除く死傷者数は2,062人となり前年よりも27人（-1.2%）減少し4年ぶりに減少しました。2023年度は、死亡者数（コロナ感染症を含む。）を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させて13人以下とし、死傷者数（コロナ感染症を含む。）を2027年までに増加傾向に歯止めをかけて減少に転じさせることを目標とする第14次労働災害防止計画（5か年計画）の初年度となることから、目標達成に向けて以下の対策に取り組めます。また、事業場における労働災害を防止するためには、経営トップのリーダーシップが不可欠であることから、あらゆる機会を通じて、労働災害防止の取組における経営トップのリーダーシップ発揮を指導します。

労働災害の発生状況（推移）



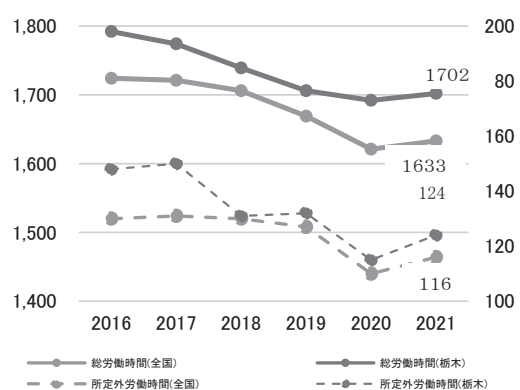
【労働者の安全の確保】

- 転倒災害や腰痛症等の行動災害防止対策の推進
- 高齢労働者の特性に配慮した労働災害防止対策
- 産業別（建設業、陸上貨物運送事業、製造業、林業）の基本的な災害防止対策の周知徹底
- 外国人労働者が理解しやすい、安全衛生教育の導入の推進

◆長時間労働の抑制

長時間労働や過重労働は、健康の確保を困難のみならず、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因にもなっています。誰もが働きやすい職場を形成するため、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による労災請求が行われた事業場を対象に指導を行います。中小企業の中には、この時間外労働の上限規制をはじめ働き方改革関連法の知識や労務管理体制が十分でない企業もあると考えられることから、法令遵守のための懇切・丁寧な対応を行います。

栃木県の労働時間の推移（事業所規模5人以上）



◆法定労働条件の確保等

- 法定労働条件の確保のための指導、労働基準法等に対する相談、支援を実施
- 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

◆労災補償制度の適正な運営

- 迅速・適正な労災補償の実施

◆労働保険制度の適正な運営

- 労働保険の未手続事業の一掃
- 労働保険料の適正徴収

◆労災かくしの排除

《栃木局》		労働者災害補償保険審査官	福田 一司
局長	奥村 英輝	（労働基準部・健康安全課・課長補佐）	
（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構総括審議役）		地方労災補償監察官	篠江 貴子
			（大田原署・労災課長）
【総務部】		地方労災補償監察官	堀澤 順一
総務部長	朝倉 健夫		（宇都宮署・労災課長）
（人材開発総括官付参事官付特別支援室長補佐）		特別労災認定指導官	藤田 直樹
		（労働基準部・労災補償課・地方社会復帰指導官）	
《総務課》		地方社会復帰指導官	黒尾奈穂子
総務係長	清水 周		（日光署・労災課長）
	（総務部・総務課・人事係長）	費用徴収専門官	齋藤 清英
			（栃木署・補償係長）
《労働保険徴収室》		《宇都宮署》	
室長	片野 弘章	署長	野澤 卓也
（労働基準部・労災補償課・地方労災補償監察官）			（労働基準部・健康安全課・課長）
室長補佐	樋浦 雄一	副署長	刈部 秀一
（労働基準部・労災補償課・労災保険給付調査官）			（宇都宮署・第一方面主任監督官）
適用第二係長	上野 尚徳	第一方面主任監督官	須藤 啓一
	（真岡署・補償係長）		（栃木署・第一方面主任監督官）
		第二方面主任監督官	笠井 将寛
【雇用環境・均等室】			（足利署・監督課長）
雇用環境・均等室・室長補佐	北條 正典	第三方面主任監督官	杉本彩矢香
（労働基準部・労災補償課・地方労災補償監察官）			（群馬局・労働基準部・賃金室）
労働紛争調整官	鈴木 裕司	業務課長	井出 里香
	（宇都宮署・第二方面主任）	（労働基準部・労災補償課・特別労災認定指導官）	
指導係長	小久 貴大	労災課長	二宮 一成
	（宇都宮署・第三方面）		（栃木署・労災課長）
		補償係長	櫻井百合香
【労働基準部】			（労働基準部・賃金室・賃金係長）
《監督課》		《足利署》	
地方労働基準監察監督官	谷内 有	署長	柴山 明憲
	（宇都宮署・副署長）		（日光署・署長）
		監督課長	池田 直哉
《賃金室》			（足利署・労災係）
室長	齋藤 豪徳	安全衛生課長	鈴木 孝幸
（労働基準部・労災補償課・労災管理調整官）			（真岡署・地方産業安全専門官）
賃金係長	小屋敷直也	労災課長	岩田 将実
	（労働基準部・監督課）		（栃木署・業務課長）
《健康安全課》		《栃木署》	
課長	幸田 和則	第二方面主任監督官	大矢 崇道
	（大田原署・署長）		（日光署・監督・安衛課長）
課長補佐	齋藤 敏男	第三方面主任監督官	柿添 隆志
（労働基準部・健康安全課・地方産業安全専門官）			（北海道局・札幌中央署第三方面）
地方産業安全専門官	新谷 貴史	安全衛生課長	岡村 一平
（労働基準部・健康安全課・地方労働衛生専門官）			（栃木署・第二方面主任監督官）
地方労働衛生専門官	長田 淳一	業務課長	田島 俊宏
	（栃木署・安全衛生課長）	（雇用環境・均等室・指導係長）	
		労災課長	星野 隆
《労災補償課》			（鹿沼署・労災課長）
労災管理調整官	渡辺 浩正	労災保険給付調査官	神山 和之
	（雇用環境・均等室・室長補佐）		（宇都宮署・補償係長）

《鹿沼署》
監督・安衛課長 宗形真由子
(北海道局・札幌中央署第二方面)
労災課長 金 克彦
(総務部・労災保険徴収室・労働保険適用指導官)

《大田原署》
署長 菅又正太郎
(足利署・署長)
労災課長 藤田 薫
(足利署・労災課長)

《日光署》
署長 森田 祐一
(労働基準部 監督課 監察監督官)
監督・安衛課長 山田 堯
(北海道局・小樽署・安全衛生課)
労災課長 鈴木 一成
(労働基準部・労災補償課・費用徴収専門官)

《真岡署》
監督・安衛課長 村井 公祐
(労働基準部・監督課)

とちぎ労基連トピックス①

令和 5 年度衛生管理者免許試験の準備講習・模擬試験開催のお知らせ

今年度の栃木地区出張特別試験は、11月11日(土)白鷗大学(JR小山駅東口キャンパス)で実施する予定で準備が進められています。

昨年、栃木地区で出張特別試験が実施された際の衛生管理者免許試験の合格率は、

第一種衛生管理者 41.2%、第二種衛生管理者 51.4%

と第一種、第二種衛生管理者試験ともに、関東圏内の平均を大幅に下回る状況となりました。原因としては、新傾向問題が増加するなど出題が難問化している一方、栃木地区会場受験者に準備不足で受験された方が多かったためと分析しています。

このため当連合会では、各科目について過去の試験の出題傾向を参考にしつつ、新傾向問題への対応も含めて合格率アップに重点をおいた受験準備講習会を下記の要領で開催することとしましたので、事業主の皆様には、受験希望者の受講について特段のご配慮をお願い致します。

記

1 準備講習及び模擬試験開催日

①第一種衛生管理者試験準備講習

第1回目 7月18日(火)～20日(木) (3日間連続の講習) 申込受付5月18日(木)開始

第2回目 8月28日(月)～30日(水) (3日間連続の講習) 申込受付6月28日(水)開始

②第二種衛生管理者試験準備講習

8月17日(木)～18日(金) (2日間連続の講習) 申込受付6月16日(金)開始

③第一種衛生管理者模擬試験

9月22日(金) 午前・午後で2回の模試と解説を実施 申込受付7月21日(金)開始

2 会場

栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

3 受講料(テキスト代・問題集代・消費税を含む)

①第一種衛生管理者試験準備講習 29,040円

②第二種衛生管理者試験準備講習 20,240円

③模擬試験 準備講習受講者 6,600円

準備講習未受講者 7,700円+テキスト代(希望者)7,040円

4 申込方法 電話で受講枠を確認し仮予約の上、当連合会のホームページから申込用紙をダウンロードし、FAXにてお申し込み下さい。URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

5 申込先

(一社)栃木県労働基準協会連合会(営業時間 平日9:00～17:00)

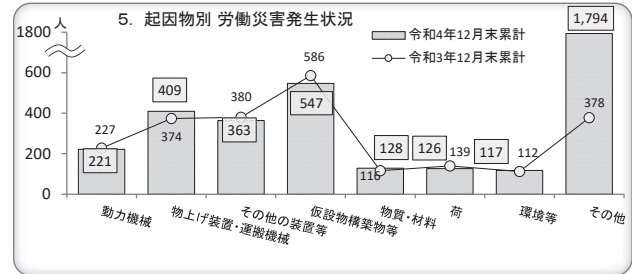
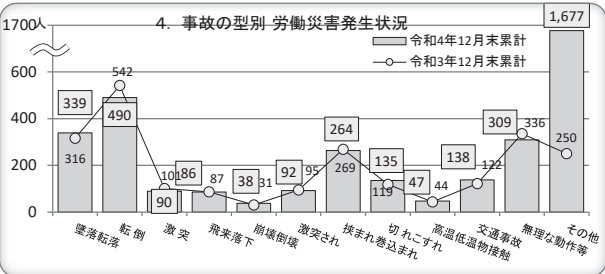
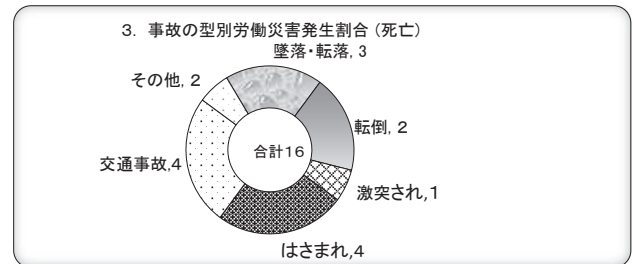
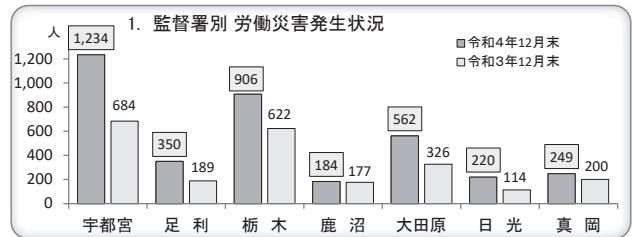
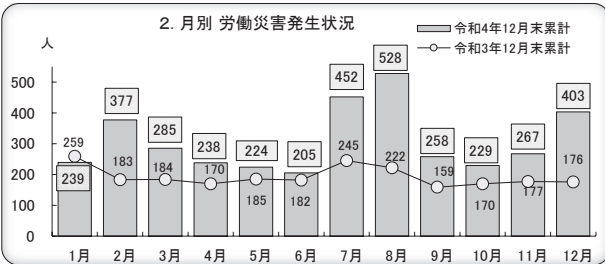
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 (Email:info@tochikiren.or.jp)

栃木労働局からのお知らせ③（健康安全課） 労働災害発生状況（令和4年確定値）

主要業種別 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷病報告書による統計で、死亡者数は内数である。）

区分	令和3年		令和4年		増減数	増減率（%）
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	2,312	19	3,705	16	+1,393	+60.3
製造業	603	2	638	3	+35	+5.8
建設業	227	6	261	6	+34	+15.0
道路貨物運送業 陸上貨物取扱業	273	6	268	5	-5	-1.8
林業	19		26		+7	+36.8
第三次産業	1,104	3	2,443	2	+1,339	+121.3



第14次労働災害防止計画（概要） 令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

計画の方向性

- ・事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- ・転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- ・誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等	・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
○高齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能的な安全性評価についてエビデンスの収集・検討）等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発を促進
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策を普及 等

労働者の健康確保対策の推進

他、計8つの重点を定め対策を推進

**令和5年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は
6月1日から7月10日までです。
(電子申請・郵送による提出もできます)**

労働保険(概算・確定保険料)の申告・納付は栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署で受付けておられますが、最寄りの金融機関(日本銀行蔵入代理店)・郵便局(ゆうちょ銀行)等でも取り扱っています。手続の際は、申告書と納付書を切り離さずに保険料を添えて窓口へ提出して下さい。

なお、申告書作成の結果、納付すべき保険料が発生しない場合、口座振替を利用されている場合、また、申告書以外の添付書類については、金融機関でのお取扱いができませんので、栃木労働局又は所轄の労働基準監督署へ提出して下さい。

年度更新申告書の審査業務や提出督促業務を、本年度も引き続き民間事業者に外部委託しており、申告書の記載内容の確認等のため、委託事業者から電話連絡を行う場合がありますのでご了承下さい。

労働保険の手続きは、カンタン・便利な電子申請で！

★いつでもどこでも手続き可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
24時間365日、いつでも手続き可能です。

★簡単・スピーディーに申請！

大量の書類内容の記入も、データでスピーディーに処理できます。
毎年提出する年度更新の申告であれば、前年度の申告情報を取り込めるので、入力の変更と修正だけ！
入力チェック機能や計算機能で、記入漏れや記入ミスも防げます。

★ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！
書類の作成や提出のための人件費・移動費などのコストを削減できます。
GビジネスIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。

詳しくは [労働保険の電子申請](#)

[検索](#)

問合せ先：栃木労働局 総務部 労働保険徴収室 (028-634-9113)・労働基準監督署・公共職業安定所までお願いいたします。

栃木労働局労働保険徴収室

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率
一般の事業 (令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業 (令和4年10月～)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000
建設の事業 (令和4年10月～)	6/1,000	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000
	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養豚、養鶏、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和5年4月1日施行から、従業員数1,000人超の企業は、育児休業取得状況の公表が義務化されました！
 栃木労働局雇用環境・均等室

改正育児・介護休業法に基づき、従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられました。
 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」でも公表することもおすすめてします。

令和4年4月1日から、段階的に施行されてきた改正育児・介護休業法が令和5年4月1日施行をもって全面施行されました。企業の皆様方においては、改正法に沿った規定等の整備をはじめ、両立支援への取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

- 就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材
 - ・社内研修用資料、動画
<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>
 - ・就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>
- 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)
 両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。
 育児休業取得率の公表も行えます。

両立支援のひろば <https://youritsu.mhlw.go.jp/>
 ☆お問い合わせは、栃木労働局雇用環境・均等室(TEL028-633-2795)へ

非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた
 同一労働同一賃金の取組強化期間の実施について
 (令和5年3月15日～5月31日)

厚生労働省において、春闘に合わせ、賃金引上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者に波及させるため、令和5年3月15日～5月31日を強化期間として設定し、各種取組を集中的に実施することに伴い、栃木労働局においても取組を積極的に展開してまいります。
 中小企業・小規模事業者の皆様、非正規雇用労働者も活用している事業主の皆様、各種支援を準備しておりますので、ぜひご活用いただき、賃金引上げに向けた取り組みをお願いいたします。
 各種支援策につきましては、「賃金引上げ特設ページ」をご覧ください。



事業主の皆様へ
 賃金引き上げ特設ページを開設！
 詳しくはこちら▶ <https://pc.saitaichingin.info/chingin/>
 栃木労働局雇用環境・均等室で行っている支援策のご紹介

○業務改善助成金 <賃金引上げに関する支援>
 事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資にかかった費用の一部を助成する制度です。
 詳細はこちら▶(厚生労働省ホームページ)▶ <http://www.mhlw.go.jp/index.htm>

○栃木働き方改革推進支援センターの活用
 栃木働き方改革推進支援センター(栃木県宇都宮市本町1140-200 TEL0900-800-8100)
 栃木働き方改革推進センターを通じて、中小・小規模事業者の皆様や、業種団体等を対象に、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係成金の活用などを含めたアドバイスをはじめ同一労働同一賃金に関するコンサルティング等を行っております。

※働き方改革推進支援センターは、働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々を抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として設置しています。
 ☆お問い合わせは、栃木労働局雇用環境・均等室(TEL028-633-2795)へ

女性の活躍に関する「男女の賃金の差異」の情報公表はお済みですか！
 栃木労働局雇用環境・均等室

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する「男女の賃金の差異」の情報公表が、常用労働者が301人以上の事業主に義務化されています。(令和4年7月8日施行)
 そのため、施行後(令和4年7月8日以後)に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表してください。

労働者が301人以上の事業主の皆さま
 以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。
 ●女性労働者に対する職業生活に関する実績
 A: 以下の8項目から1項目選択 + B: ⑤男女の賃金の差異(必須) *新設
 ●職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
 C: 以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目	「女性活躍推進法」に関する職業生活に関する情報の提供	「職業生活と家庭生活との両立」
①採用した労働者に占める女性労働者の割合 ②男女別の採用における競争倍率 ③労働者に占める女性労働者の割合 ④係長級に占める女性労働者の割合 ⑤管理職に占める女性労働者の割合 ⑥役員に占める女性の割合 ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績 ⑧男女別の昇進または中途採用の実績	以下の1～⑧の8項目から1項目選択 ⑨の項目(必須) *新設	以下の7項目から1項目選択 ※事業主ごより

「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均を割合(パーセント)で示します。
 ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
 ※初年度間の付記は必須。労働時間差に人員数を換算し、パート労働者については、その旨の付記も必須

付記事項(例)
 ・対象期間：●●●●事業年度(●●●●年●●月●●日～●●●●年●●月●●日)
 ・正社員：社外への出向者を除く。
 ・パート：有期社員、契約社員、アルバイト、パートが該当。
 ・賃金：通勤手当等を除く。

計算の前提とした重要事項を付記
 (対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)
 ※労働時間差に人員数を換算している事業主については、例えば
 ・以下のように記載すること。
 ・パート労働者については、正社員の前記労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出して示している。

☆女性活躍推進法の詳細は、女性活躍推進法特集ページ(厚生労働省ホームページ)へ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

☆お問い合わせは、栃木労働局雇用環境・均等室(TEL028-633-2795)へ

令和4年度 第4回理事会が開催されました

令和5年3月20日（月）、栃木県建設産業会館において、理事18名、監事2名が出席し、当連合会の令和4年度第4回理事会が開催されました。

議事に先立ち、松下正直会長から、新型コロナウイルス第8波がようやく収束し、景気も不安定要素はあるものの持ち直しの状況が続いており、今後は社会経済活動の正常化に向けた取り組みの加速に伴い改善に向かうものと期待している。次年度も、栃木労働局の重点施策を踏まえ、過重労働防止、働き方改革関連法の周知徹底、更には第14次労働災害防止計画達成に向けた協力を強化して行く必要があり、今後とも、地区協会と協力して安全衛生活動を推進すべく、連合会として指導啓発に努めると挨拶がありました。

理事会では、事務局より

第1号議案 令和5年度事業計画（案）

第2号議案 令和5年度収支予算（案）

について提案説明があり、慎重な審議の結果、全議案とも承認されました。



中小企業無災害記録第一種（努力賞）が達成されました！

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細、申請方法は（一社）栃木県労働基準協会連合会（028-678-2771）にお問い合わせください。

所在地	事業場名	種別	期間	労働者数
小山市	(有)齋藤製作所	第一種 (努力賞)	令和3年2月2日 ～令和5年1月13日	63名

栃木労働局からの要請・依頼事項一覧（前回掲載以降分）

- ⑳令和5年2月17日 栃木労働局長
（趣旨）春季における年次有給休暇の取得促進について（周知）
- ㉑令和5年3月6日 栃木労働局労働基準部健康安全課長
（趣旨）規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）
- ㉒令和5年3月9日 栃木労働局長
（趣旨）令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について
- ㉓令和5年3月31日 栃木労働局労働基準部長
（趣旨）令和4年度労働基準関係団体連絡会議（書面会議）の開催について

建設業、自動車運転者、医師等に対する時間外労働の上限規制が2024年4月から適用となります！

時間外労働の上限規制については、大企業では2019年4月から、中小企業でも2020年4月からすでに適用されていますが、建設業・自動車運転者・医師等、一部の事業・業務については、業務の特殊性や取引慣行の課題等の困難な事情を考慮し、適用が猶予されて来ましたが、来年3月末で猶予の期限が切れることとなっています。このため厚生労働省では、特に建設・運輸業に携わる方向けに、上限規制の円滑な適用を図るためのサポートの一環として、厚労省のwebサイトに上限規制特設ページが設けられました。

●特設ページ

「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」
<https://mhlw.lisaplus.jp/jump.cgi?p=5&n=187>

中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
 大企業は50% (2010年4月から適用)
 中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
 大企業、中小企業ともに50%
 ※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



準備期間 (4月) にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国補償業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁 (予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R.5.2)

キャンペーン期間 (5月～9月) にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
 地域を代表する一般的な暑さ指数 (環境省) を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> ブレーキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する (症状に応じて救急隊を要請) などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間 (7月) にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

栃木労働局長から『非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取り組み強化期間』（3月15日～5月31日）実施への協力要請書が交付されました

令和5年4月13日

4月13日、新任の奥村英輝栃木労働局長が当連合会事務所を訪れ、右のとおり、『非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取り組み強化期間』への松下会長あての協力要請文を堀澤俊孝専務理事に交付し、同取り組みの趣旨を説明の上、実施への協力要請がありました。

奥村局長からは、政府が目指す成長と分配の好循環実現に向け、「構造的な賃上げ」環境を整備するための各種支援策の紹介に加え、webサイト「賃金引上げ特設ページ」の開設など、行政側の支援策について詳細な説明がありました。

当連合会では、要請書を速やかに各地区協会に移達する他、HPや各種会合等で周知広報に努めると共に、関係者に各種支援策の活用を働きかけることとしています。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会
会長 松下 正直 殿

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府におきましては、成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに、賃金引上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃金引上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、今後は、全体の約7割を占める中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

厚生労働省では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇を確保していくため、不合理な待遇差の是正に向けて、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて取り組んでいるところですが、本年3月15日から5月31日までの「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及に取り組むこととしております。

貴団体におかれましては、この趣旨をご理解いただき、傘下企業の皆様に積極的に取り組んでいただけますよう、周知や働きかけをお願いいたします。なお、その際、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や見直しすべき内容、待遇改善のための支援策をまとめたリーフレット（別添資料1、別添資料2参照）をご活用くださいますようお願いいたします。併せて、中小企業・小規模事業者が賃金引上げを検討するに当たり参考となるよう、賃金引上げに向けた取組事例の紹介、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金の検索機能、下請取引の改善等に関する支援も含む政府の各種支援策（別添資料3参照）等を掲載したwebサイト「賃金引上げ特設ページ」（別添資料4参照）を開設し、積極的な周知・広報に取り組んでいますので、貴団体におかれましても、傘下企業の皆様に、同ページの周知・広報や各種支援策の活用に向けた働きかけに御協力をいただきますようお願いいたします。

栃木労働局長
奥村 英輝



令和5年度各種技能講習等実施計画表(5~8月)

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
5	8(月)～9(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習②	建設産業会館	3/8(水)	4/24(月)
	15(月)～16(火)	有機溶剤作業主任者技能講習①	〃	3/15(水)	5/1(月)
	24(水)	化学物質管理者講習(製造事業場以外)①	〃	4/3(月)	5/10(水)
	25(木)～26(金)	安全衛生推進者講習①(一般)①	〃	3/27(月)	5/11(木)
6	1(木)～2(金)	プレス機械作業主任者技能講習①	〃	4/3(月)	5/19(金)
	5(月)～6(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	〃	4/5(水)	5/22(月)
	12(月)～14(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	〃	4/12(水)	5/29(月)
	15(木)～16(金)	有機溶剤作業主任者技能講習②	〃	4/14(金)	6/1(木)
	21(水)	マスクフィットテスト実施者養成研修②	〃	4/19(水)	6/7(水)
	28(水)～30(金)	外国人技能実習制度管理者等養成研修	〃	全基連	全基連
7	3(月)～4(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	〃	5/8(月)	6/20(火)
	10(月)～11(火)	有機溶剤作業主任者技能講習③	〃	5/10(水)	6/26(月)
	13(木)	保護具着用管理責任者教育①	護国会館	5/12(金)	6/29(木)
	18(火)～20(木)	第一種衛生管理者試験準備講習①	建設産業会館	5/18(木)	7/4(火)
	24(月)～25(火)	安全衛生推進者等養成講習②(市町職員①)	栃木県自治会館	5/24(水)	7/10(月)
	26(水)	化学物質管理者講習(製造事業場以外)②	建設産業会館	5/26(金)	7/12(水)
8	27(木)～28(金)	乾燥設備作業主任者技能講習①	〃	5/26(金)	7/13(木)
	31(月)～2(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	〃	5/31(水)	7/18(火)
	3(木)～4(金)	安全衛生推進者等養成講習③(市町職員②)	栃木県自治会館	6/2(金)	7/20(木)
	7(月)～8(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	6/7(水)	7/24(月)
	17(木)～18(金)	第二種衛生管理者試験準備講習	〃	6/16(金)	8/3(木)
	24(木)～25(金)	有機溶剤作業主任者技能講習④	〃	6/23(金)	8/9(水)
	28(月)～30(水)	第一種衛生管理者試験準備講習②	〃	6/28(水)	8/17(木)

- ◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。(※申し込み開始日以降、お電話で仮予約後に申し込み手続きにお入り下さい。)
- ※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせください。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp



(QRコード)

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 5月11日(木)～12日(金) 第1回職長教育
栃木県護国会館
- ② 5月17日(水) 宇都宮地区ゼロ災研究会総会
ホテルニューイタヤ
- ③ 5月19日(金) 定期総会
コンセーレ
- ④ 5月23日(火) 栃木県労働基準協会連合会総会
東武ホテルグランデ
- ⑤ 5月29日(月) 宇都宮地区THP推進協議会総会
ホテルニューイタヤ
- ⑥ 6月13日(火) 宇都宮地区産業安全大会
宇都宮市文化会館小ホール
- ⑦ 6月20日(火) 第1回粉じん作業特別教育
栃木県護国会館
- ⑧ 7月13日(木)～14日(金) 第2回職長教育
栃木県護国会館

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 5月12日(金) 通常総会
サンブラザ
- ② 5月12日(金) 第2回理事会
サンブラザ
- ③ 5月16日(火)～17日(水) 安全管理者選任時研修
栃木商工会議所
- ④ 6月6日(火) 安全管理研修会
栃木商工会議所ホール
- ⑤ 6月13日(火)～14日(水) 職長教育①
栃木商工会議所
- ⑥ 6月27日(火) リスクアセスメント実務担当者研修
栃木商工会議所
- ⑦ 6月予定(日程等未定)
栃木地区THP推進協議会総会・研修会
- ⑧ 7月6日(木) マスクフィットテスト実施者養成研修
栃木商工会議所
- ⑨ 7月28日(金)
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育
栃木商工会議所

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 5月12日(金) 通常総会
株福田屋百貨店鹿沼店
- ② 6月8日(木) 鹿沼THP推進協議会総会
鹿沼市職業訓練センター
- ③ 6月13日(火) 全国安全週間準備説明会
鹿沼市職業訓練センター
- ④ 6月15日(木) 林災防鹿沼分会総会
鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 6月22日(木) 鹿沼木材木工業災害防止協議会総会
鹿沼市職業訓練センター
- ⑥ 7月5日(水) Under100推進プロジェクト講習会
鹿沼商工会議所
- ⑦ 7月28日(金) 林災防鹿沼分会安全パトロール
- ⑧ 7月31日(月) 鹿沼地区産業安全衛生大会実行委員会
鹿沼市職業訓練センター

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 5月19日(金) 協会令和5年度理事会・通常総会
日光市大沢公民館会議室
- ② 5月26日(金) 日光地区食災防役員会
日光市民活動支援センター
- ③ 5月31日(水) 職長能力向上教育
日光市日光公民館視聴覚室
- ④ 5月下旬
日光労働基準監督署主催労働災害防止団体連絡会議
会場未定
- ⑤ 6月6日(火) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
日光市大沢公民館会議室
- ⑥ 6月7日(水) 産業安全部会及び全国安全週間説明会
日光市会大沢公民館会議室
- ⑦ 6月19日(月)～21日(水) 玉掛け技能講習
那須クレーン教習所
- ⑧ 6月26日(月) 日光地区食災防令和5年度定期総会
(会場未定)
- ⑨ 6月27日(火)～30日(金) フォークリフト運転技能講習
日光市大沢公民館会議室・他
- ⑩ 6月28日(水) 低圧電気取扱業務特別教育
日光市大沢公民館会議室
- ⑪ 7月14日(金) 第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育
日光市日光公民館視聴覚室
- ⑫ 7月25日(火)～26日(水) 安全管理者選任時研修
日光市日光公民館視聴覚室

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 5月13日(土)～14日(日)・21日(日)
玉掛け技能講習会
わたらせ技能講習センター
- ② 5月25日(木) 令和5年度通常総会
ニューミヤコホテル本館
- ③ 6月3日(土)～4日(日)・10日(土)
床上操作式クレーン運転技能講習
わたらせ技能講習センター
- ④ 6月9日(金) 労働安全研修会
あしかがフラワーパークプラザ(足利市民プラザ)
- ⑤ 6月17日(土)～18日(日)・24日(土)～25日(日)
フォークリフト運転技能講習
わたらせ技能講習センター
- ⑥ 6月20日(火) 足利地区THP・MS研究会総会
あしかがフラワーパークプラザ(足利市民プラザ)
- ⑦ 6月29日(木)～30日(金) 安全管理者選任時研修
あしかがフラワーパークプラザ(足利市民プラザ)
- ⑧ 7月6日(水) 労働災害半減運動キャンペーン
あしかがフラワーパークプラザほか
- ⑨ 7月8日(土)～9日(日)・15日(土)
玉掛け技能講習会(第2回)
わたらせ技能講習センター
- ⑩ 7月27日(木)
健康づくり講演会(足利地区THP推進協議会)
あしかがフラワーパークプラザ

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 5月10日(水) 令和5年度通常総会
ホテルサンルート佐野
- ② 5月12日(金) 栃木労働基準監督署管内「S+S
(持続可能な安全作業)」推進運動キックオフ会議
サンブラザ
- ③ 5月17日(水)・18日(木) 安全管理者選任時研修
佐野市勤労者会館
- ④ 6月6日(火) 産業安全部会・委託団体役員会
佐野市勤労者会館
- ⑤ 6月15日(木)・16日(金) 第1回職長教育
佐野市勤労者会館
- ⑥ 6月20日(火) 全国安全週間準備説明会
佐野市勤労者会館
- ⑦ 6月28日(水) 委託団体合同通常総会
会場:未定
- ⑧ 7月20日(木) リスクアセスメント構築講座
佐野市勤労者会館
- ⑨ 7月26日(水) フルハーネス型作業特別教育
佐野市勤労者会館

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 5月11日(木) 理事会
未定
- ② 5月16日(火) 産業安全部会
TOKOTOKOおたわら
- ③ 5月26日(金) 総務部会
勝田屋記念会館
- ④ 5月26日(金) 通常総会
勝田屋記念会館
- ⑤ 5月30日(火) 安全管理者能力向上教育
県北体育館
- ⑥ 6月6日(火)～7日(水) 事務組合年度更新
TOKOTOKOおたわら
- ⑦ 6月12日(月) 全国安全週間説明会
那須間が原ハーモニール
- ⑧ 6月14日(水)～15日(木) 第1回職長教育
県北体育館
- ⑨ 7月5日(水)～6日(木) 安全管理者選任時研修
県北体育館
- ⑩ 7月12日(水) 事業場パトロール
未定
- ⑪ 7月28日(金) 第1回職長能力向上教育(製造業)
県北体育館

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 5月15日(月) 定時総会及び第2回理事会
フォーシーズン静風
- ② 6月8日(木) 仮払い機取扱い安全衛生教育
真岡市公民館
- ③ 6月14日(水)～15日(木) 職長教育
真岡市公民館
- ④ 6月16日(金) 全国安全週間説明会
真岡市青年女性会館
- ⑤ 6月27日(火)～28日(水) 安全管理者選任時研修
真岡市公民館
- ⑥ 7月12日(水)～13日(木)
はい作業主任者技能講習(林災防協力)真岡市公民館
- ⑦ 7月19日(水) リスクアセスメント実務研修
真岡市公民館

無料「安全衛生相談」利用案内

～中小企業の安全衛生担当者の皆さん、職場の安全・衛生管理で疑問やお困りのことはありませんか？～

当連合会では、昨年度より中央労働災害防止協会から中小企業安全衛生相談事業を受託し、安全衛生に係る専門知識やノウハウを有する労働基準監督官 OB の相談員による、中小企業を対象とした電話、ファックス、メール、来所等による「無料安全衛生相談」を実施しております。

「法改正があったが、詳しい内容と事業場の対応について教えてほしい」

「新規受注で新たな業務が生じるが、法的に必要な資格者や安全対策を教えてほしい」

「従業員数が 50 名を超えたが、管理者の選任など必要な手続きについて教えてほしい」

等々、中小企業の事業主や安全衛生担当者の皆さんの疑問やお悩みに、労働基準監督官 OB の相談員が懇切丁寧にお答えしておりますので、お気軽にご利用ください。

※ファックス、メールでのご相談は24時間受け付けております。

※電話によるご相談は、平日の午前9時から午後4時30分の間に受付けております。

※来所によるご相談は、平日の午前9時から午後4時までの間に当連合会事務所までお越しください。

(なお、来所相談をご希望の方は事前に電話予約をお願いいたします。)

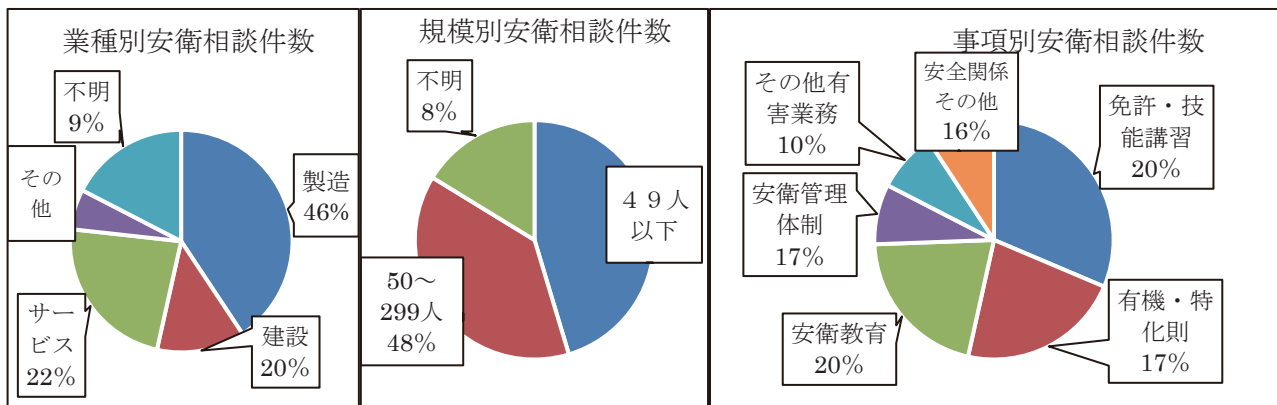
(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (〒 321-0933 宇都宮市築瀬町 1958- 1 栃木県建設業会館 4F)
TEL028-678-2771 FAX028-678-2775 (E-mail : info@tochikiren.or.jp)

～令和 4 年度安全衛生相談事業実施結果～

昨年度は、事業2年目となり窓口の周知も進んだことから、一年間に79件もの多くのご相談を頂きました。

昨年度は化学物質管理に関する法改正が続いたことなどから、それらの法解釈や企業の対応方法に関するものが多かったほか、安衛管理体制の整備、安衛教育から各種ガイドラインの内容に関する問い合わせまで多岐にわたる相談が寄せられ、担当の相談員が懇切丁寧かつ正確に回答しました。

相談結果の概況は以下の通りです。今年度も多くの皆様のご利用をお待ちしております。



安全衛生推進者又は衛生推進者の選任はお済ですか？

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する製造、建設、運輸、ホテル等の事業所では、安全衛生推進者、それ以外の商店、スーパー、飲食、医療福祉、保健金融等の業種では衛生推進者を選任し、安全衛生又は衛生に関する一定の業務を担当させることが労働安全衛生法で事業主に義務付けられており、**未選任は法違反となります。**

未選任の事業主の皆様は、お早めに各推進者養成講習の受講手続きをお願い致します。